

平成21年4月より

乳幼児医療費助成制度を中学校卒業まで拡大します

本町では子どもの健やかな育成に寄与することを目的として、小学校就学前までの乳幼児の医療費を助成してきましたが、平成21年4月より制度名称を「**嘉手納町子ども医療費助成**」に変更し、対象を中学校卒業まで拡大します。

●● 対象となる子ども ●●

0歳～小学校就学前	小学校就学～中学校を卒業する年の3月31日まで
-----------	-------------------------

従来の乳幼児医療費助成対象者

拡大した新規対象者

●● 対象となる医療費 ●●

- ☆ 助成の対象となる医療費とは、保険診療による医療費のうち自己負担額です。医療機関等（薬局・歯科を含む）でお支払いした金額から、保険適用外（薬の容器代、文書代等）の金額を差し引いた額を助成します。
- ☆ 加入医療保険より高額療養費や家族療養付加金等の支給がある場合は、これらを控除した金額が助成額となります。

※ **拡大によって新たに対象となる方は、平成21年4月1日以降の診療分からが助成対象です。**

●● 手続きについて ●●

- ☆ 子ども医療費助成制度新規対象者は、助成金の申請（領収書の提出）がある際に登録手続きを行います。領収書の提出は診療を受けた月の翌月からとなりますので、**新規登録手続きは平成21年5月以降に行ってください。**

手続きに必要なもの

- ①保険証（子どもの名前の記載されたもの）
- ②保護者名義の通帳
- ③印鑑（スタンプ印は不可）

- ☆ 平成21年3月31日までの乳幼児医療費助成の対象者は、新たに子ども医療費助成の**登録手続きをする必要はありません**。現在お持ちの「乳幼児医療費助成受給資格者証」をそのまま使用します。対象期間の表記等は次回の助成金の申請時に修正しますので必ずご提示ください。